

食安輸発0531第2号
平成23年5月31日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イラン産ピスタチオナッツ加工品)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正：平成23年5月30日付け食安輸発0530第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時における自主検査の結果、イラン産ピスタチオナッツを原料として、フランスにおいて製造されたピスタチオナッツオイルからアフラトキシンを検出したことから、イラン産ピスタチオナッツを主要原料とする加工品について、輸入届出ごとの全ロットについて検査命令を行うこととし、同通知の別表1のイタリア産ピスタチオナッツ加工品(ピスタチオナッツを主要原料とするものに限る。)の項の次に下記を加えるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

記

対象国 地域	製品検査の 対象食品等	条件	検査の項目	試験品採 取の方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
イラン	ピスタチオ ナッツ加工 品(ピスタ チオナッツ を主要原料 とするもの に限る。)		アフラトキ シン	別表3に よること。	平成14年3月2 6日付け食監発 第0326001号 中の「穀類、 豆類、種実類 及び香辛料中 のアフラトキ シンB1試験 法」によるこ と。	アフラトキシン が含有している おそれがあるた め。